

1 各種特例等の概要

(1) 買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤一】

措法第40条第1項後段の規定による国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けて行われた寄附（以下「特定贈与等」といいます。）に係る同項後段に規定する公益法人等（以下「公益法人等」といいます。）が、非課税承認に係る寄附財産を譲渡し、買換資産を取得する場合で、次の要件を満たすときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑤一）。

なお、特定贈与等に係る公益法人等には、措法第40条第6項から第14項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされた者を含みます（以下、この特定贈与等に係る公益法人等及び公益法人等とみなされた者を併せて「受贈法人等」といいます。）。また、非課税承認に係る寄附財産には、措法第40条第6項から第14項までの規定により非課税承認に係る寄附財産とみなされた資産を含みます（以下、この寄附財産及び寄附財産とみなされた資産を併せて「寄附財産等」といいます。）。

イ 譲渡する非課税承認に係る寄附財産等（以下「譲渡財産」といいます。）は、受贈法人等の公益目的事業（措法第40条第1項第1号に規定する公益を目的とする事業及び公益信託法第7条第3項第4号に規定する公益信託事務をいいます。以下同じです。）の用に2年以上直接供しているものであること。

ロ 買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する、譲渡財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる譲渡財産と同種の資産、土地及び土地の上に存する権利（国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物は除かれます（40条通達27）。）であること。

ハ 買換資産は、原則として、譲渡の日（譲渡財産の引渡しの日をいいます。）の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供すること。

ニ 受贈法人等は、一定の事項を記載した届出書（25ページ参照）及び必要な添付書類（26ページ参照）を、**譲渡の日の前日までに**受贈法人等の納税地（受贈法人等が法人である場合には主たる事務所又は本店の所在地をいいます。以下同じです。）を所轄する税務署長に提出すること。

なお、受贈法人等が公益信託法第2条第1項第1号に規定する公益信託（以下「公益信託」といいます。）の受託者である場合において、共同受託（その公益信託の受託者が複数いる場合をいいます。以下同じです。）のときは、その公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下「主宰受託者」といいます。）が、**譲渡の日の前日までに**これらの書類をその主宰受託者の納税地を所轄する税務署長に提出すること。

「同種の資産」とは

同種の資産とは、例えば、寄附財産が土地の場合は土地及び土地の上に存する権利、建物の場合は建物及び附属設備、書画の場合は書画及び骨とうをいいます（40条通達29）。また、寄附財産が株式会社である場合には、同種の資産として株式のほかに公社債及び投資信託の受益権が含まれます（措規18の19⑩）。

なお、公社債及び投資信託の受益権には、割引の方法により発行される公社債及びいわゆる無分配型の投資信託の受益権などは含まれません（40条通達29(注)）。

(2) 特定買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤二】

受贈法人等のうち承認特例対象法人等が、寄附財産等（承認特例の適用を受けて行われたものを除きます。）を譲渡し、措法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産（以下「特定買換資産」といいます。）を取得する場合で、次の要件を満たすときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑤二）。

イ 譲渡財産は、特定管理方法により管理しているものであること。

ロ 特定買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産であること。

ハ 特定買換資産は、特定管理方法により管理すること。

ニ 受贈法人等（公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者）は、一定の事項を記載した届出書（27ページ参照）及び必要な添付書類（28ページ参照）を、**譲渡の日の前日までに**その受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出すること。

「承認特例対象法人等」とは

「承認特例対象法人等」とは、国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等又は公益信託の受託者をいいます。

「国立大学法人等」とは

「国立大学法人等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構をいいます。

対象となる「学校法人」とは

「学校法人」とは、私立学校法第3条に規定する学校法人（同法第152条第5項の規定により設立された法人（準学校法人）を含みます。）をいいます。

「認定NPO法人等」とは

「認定NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいいます。

「特定管理方法」とは

「特定管理方法」とは、次の公益法人等の区分に応じ、それぞれに定める方法をいいます。

① 公益信託の受託者以外の承認特例対象法人等

「公益法人等に財産を寄附した場合における『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」の「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ロ)のA、B(b)、C、D、Eに掲げる方法

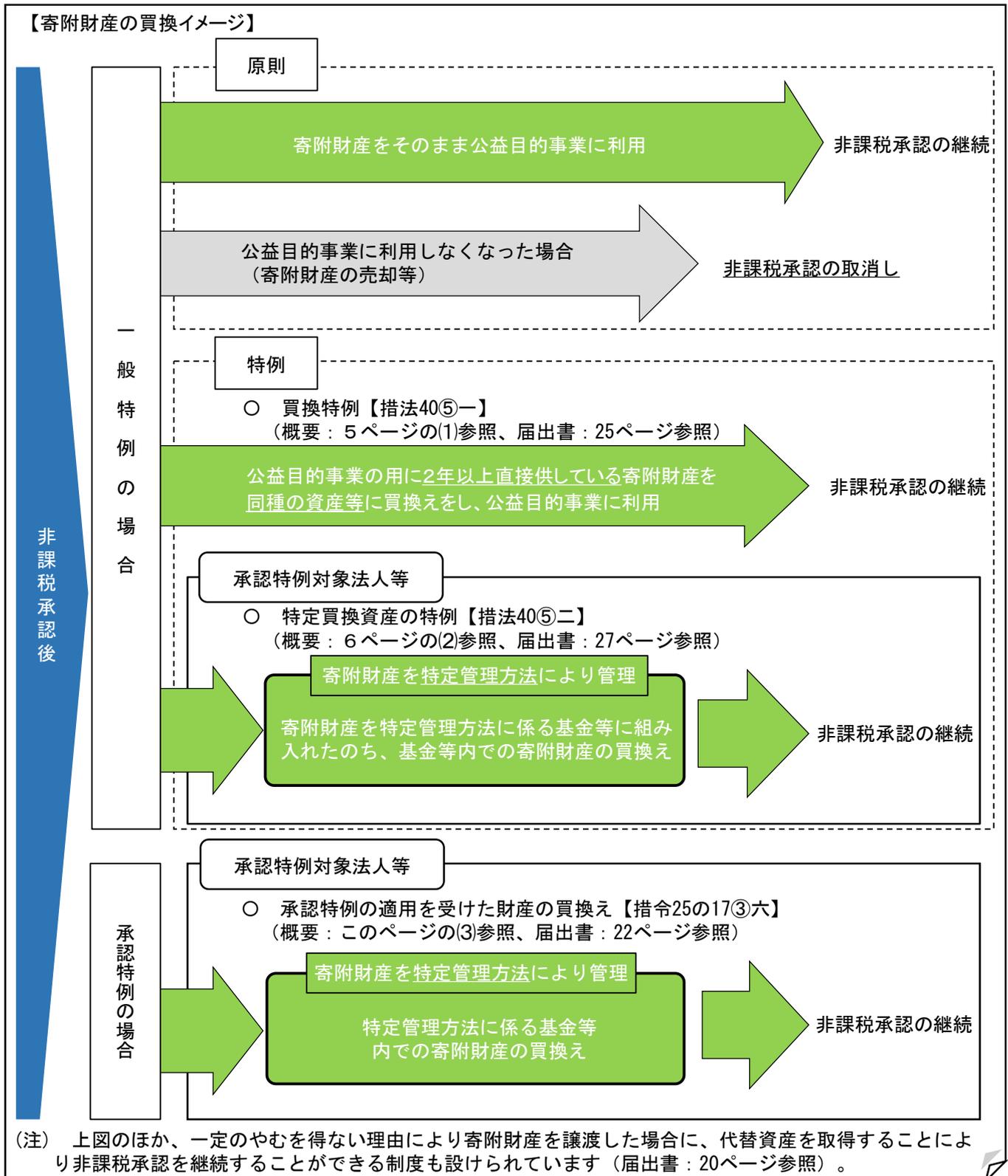
② 公益信託の受託者

「公益信託に財産を拠出した場合における『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」の「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ロ)の方法

(3) 承認特例の適用を受けた財産等の買換えを行う場合【措令25の17③六】

承認特例対象法人等が、承認特例の適用を受けて行われた寄附に係る財産又は特定買換資産で特定管理方法により管理されていた財産を譲渡して、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する財産を引き続き特定管理方法により管理する場合は、非課税承認を継続することができます（措令25の17③六）。

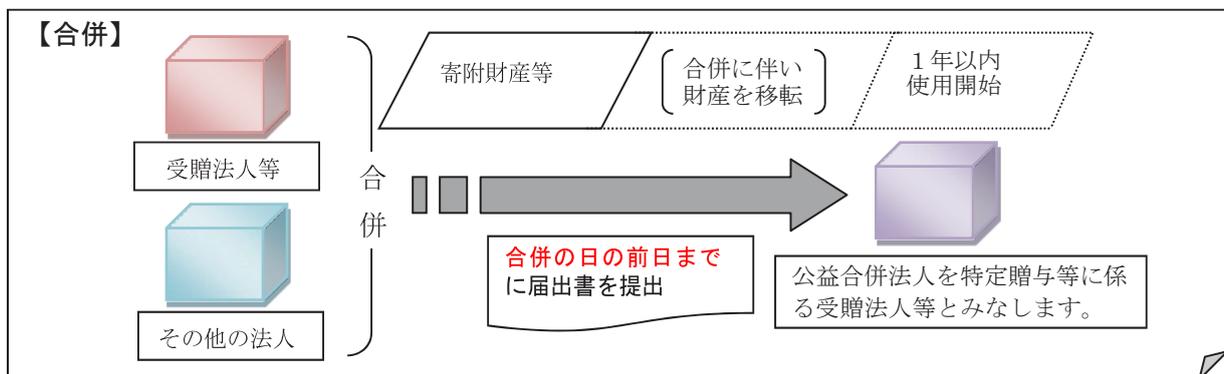
なお、この買換えを行った際には、一定の事項を記載した届出書（22 ページ参照）及び必要な添付書類（23 ページ参照）を、受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出してください。



(4) 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑥】

特定贈与等に係る受贈法人等が、合併（公益信託の受託者である法人の合併を除きます。以下この(4)において同じです。）により寄附財産等を合併後存続する他の法人や合併により新たに設立される法人（公益法人等に該当するものに限ります。以下「公益合併法人」といいます。）に移転しようとする場合に、公益合併法人が、その移転を受ける寄附財産等を、原則として、合併の日（吸収合併の場合はその合併の効力の生ずる日、新設合併の場合は公益合併法人の成立した日をいいます（40条通達36。））の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑥⑮）。

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（29ページ参照）及び必要な添付書類（30ページ参照）を、**合併の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑥、措令25の17⑳）。



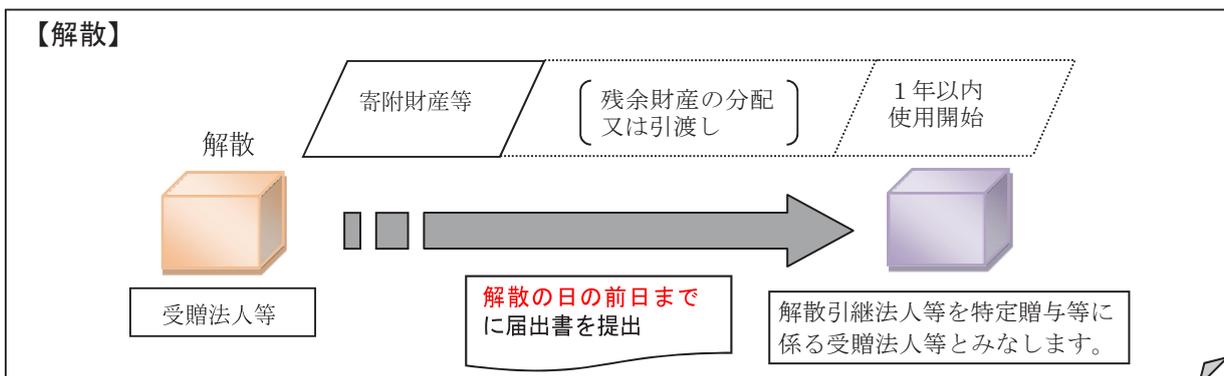
(5) 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑦】

特定贈与等に係る受贈法人等が、解散（合併による解散及び公益信託の受託者である法人の合併以外による解散を除きます。）による残余財産の分配又は引渡しにより、寄附財産等について、次に掲げる移転又は拠出（以下この(5)において「移転等」といいます。）をしようとする場合、その移転等を受ける者（以下「解散引継法人等」といいます。）が、その移転等を受けた寄附財産等を、原則として、解散の日（残余財産の分配又は引渡しの日をいいます（40条通達38。））の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑦⑮）。

イ 他の公益法人等（措法第40条第1項第1号に掲げる者に限ります。）への移転

ロ 類似の公益事務（公益信託法第2条第1項第2号に規定する公益事務をいいます。以下「公益事務」といいます。）をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が措法第40条第1項第2号に掲げる者に該当するものに限ります。）への信託財産とするための拠出

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（31ページ参照）及び必要な添付書類（32ページ参照）を、**解散の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑦、措令25の17㉒）。



(6) 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑧】

特定贈与等に係る受贈法人等で公益認定の取消しの処分（公益認定法 29①②）（非課税承認の取消事由に該当しないものに限ります。以下「特定処分」といいます。）を受けた後、特定一般法人（一般社団法人又は一般財団法人で、法人税法第 2 条第 9 号の 2 イ及び法人税法施行令第 3 条第 1 項に掲げる要件の全てを満たす法人をいいます。以下同じです。）に該当することとなったことから、定款の定めに従い、公益目的取得財産残額（公益認定法 30②）に相当する額の財産（以下「引継財産」といいます。）について、次に掲げる贈与又は抛出（以下この(6)において「贈与等」といいます。）をしようとする場合、その贈与等を受ける者（以下「引継法人等」といいます。）が、その引継財産のうち寄附財産等に相当する部分（以下「公益引継資産」といいます。）を、原則として、その贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 39.））又は抛出の日（以下この(6)において「贈与等の日」といいます。）の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑧⑬）。

イ 他の公益法人等（措法第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる者に限ります。）への贈与

ロ 類似の公益事務をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が措法第 40 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当するものに限ります。）への信託財産とするための抛出

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（33 ページ参照）及び必要な添付書類（34 ページ参照）を、**贈与等の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑧、措令 25 の 17⑳）。

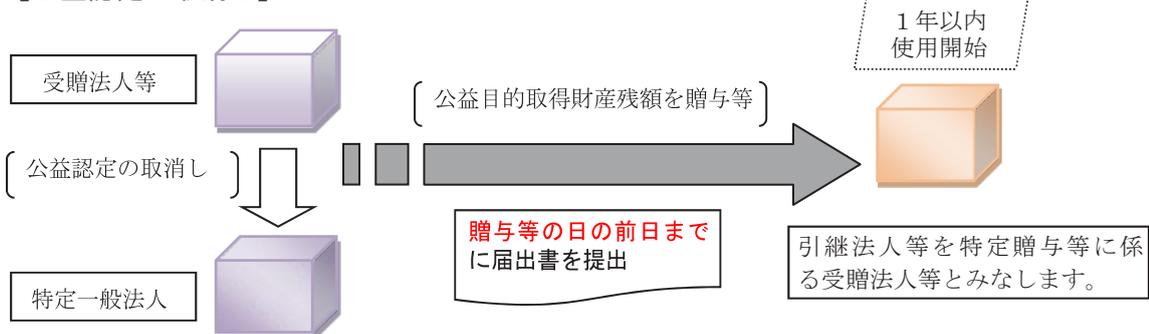
（注） 公益引継資産が金銭である場合には、その金銭の全部をもって引継法人等の公益目的事業の用に直接供することができる財産を取得し、原則として、贈与等の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが必要です（40 条通達 40.）。

「公益引継資産」とは

引継法人等が、贈与を受け、又は信託財産として受け入れる引継財産のうち、寄附財産等に相当する部分をいいます。

具体的には、引継財産が寄附財産等である場合にはその寄附財産等をいいますが、引継財産がその寄附財産等以外のものである場合には、公益目的取得財産残額に、その公益目的取得財産残額相当額のうち寄附財産等の特定処分を受けた日の前日における価額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する額の資産をいいます（措令 25 の 17㉔、措規 18 の 19㉘㉙）。

【公益認定の取消し】



(7) 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等の贈与等をする場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑨】

特定贈与等に係る特定一般法人が、寄附財産等について、次に掲げる贈与又は拠出（以下この(7)において「贈与等」といいます。）をしようとする場合（公益目的支出計画（整備法 119①）に基づき、公益認定法第 5 条第 20 号に規定する者に対する寄附又は同号に規定する公益信託の信託財産とするための支出をする場合に限り、）その贈与等を受ける者（以下「受贈公益法人等」といいます。）が、その贈与等を受けた寄附財産等を、原則として、その贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 41.））又は拠出の日（以下この(7)において「贈与等の日」といいます。）の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑨⑬）。

イ 他の公益法人等（措法第40条第1項第1号に掲げる者に限り、）への贈与

ロ 類似の公益事務をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が措法第40条第1項第2号に掲げる者に該当するものに限り、）への信託財産とするための拠出

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る特定一般法人が、一定の事項を記載した届出書（35 ページ参照）及び必要な添付書類（36 ページ参照）を、**贈与等の日の前日までに**特定一般法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑨、措令 25 の 17⑮）。

「公益目的支出計画」とは

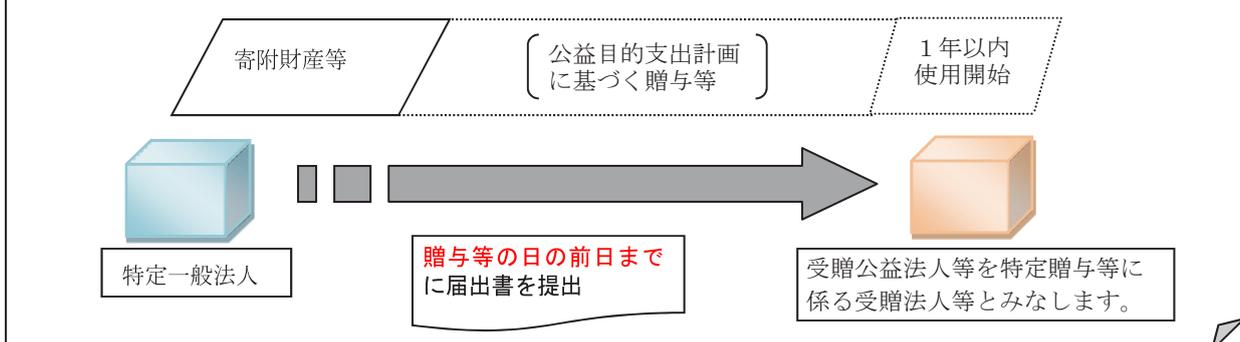
一般社団（財団）法人への移行の認可を受けようとする特例民法法人のうち一定のものが作成する計画で、その認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当するものとしてその時点における純資産額を基礎として算定した一定額を公益目的のために支出することによりゼロとするための計画をいいます（整備法 119①）。

なお、この計画を作成した特例民法法人が一般社団（財団）法人への移行の登記を行った後は、その法人は、この計画に基づいて公益目的の支出を行い、残額がゼロとなるまでの間は、行政庁の監督下におかれることとされています（整備法 123）。

「特例民法法人」とは

特例民法法人とは、整備法第 38 条の規定による改正前の民法第 34 条の規定により設立された社団（財団）法人であり、整備法第 40 条第 1 項の規定により整備法施行後においても一般社団（財団）法人として存続するもののうち、公益社団（財団）法人又は一般社団（財団）法人への移行の登記を行っていないものをいいます。

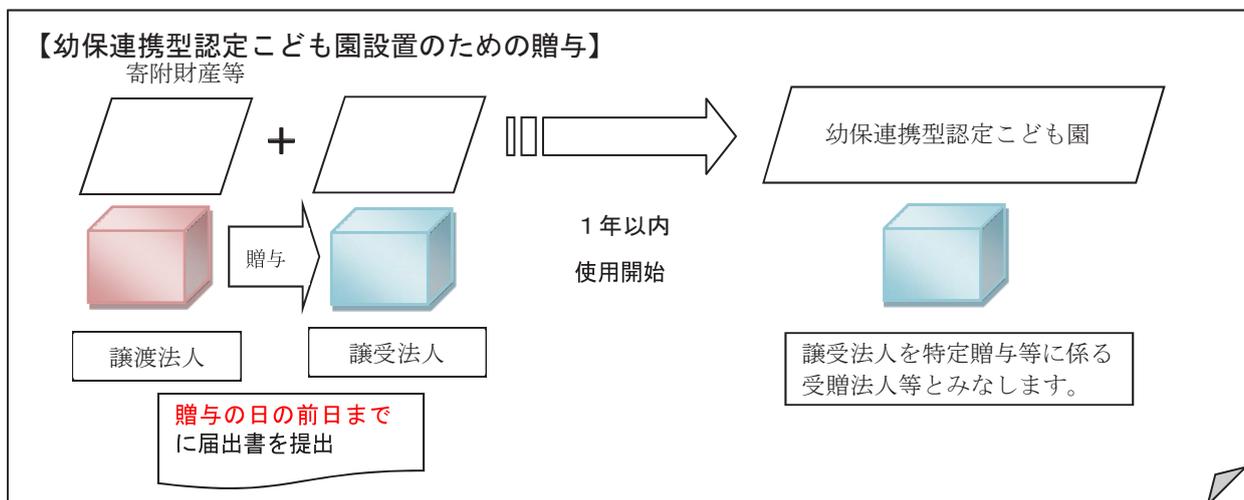
【公益目的支出計画に基づく贈与等】



(8) 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑩】

特定贈与等に係る受贈法人等（措法第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、幼稚園又は保育所等を設置する法人でその施設の廃止の認可の申請をしているものなど一定の要件を満たすものに限り、以下「譲渡法人」といいます。）が、寄附財産等（その幼稚園又は保育所等に係る事業の用に供されているものに限り、以下「譲受法人」といいます。）に贈与をしようとする場合に、譲渡法人が、その贈与を受ける寄附財産等を、原則として、贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 42）。）の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置、運営する事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑩⑮、措令 25 の 17⑳㉓㉔㉕）。

この特例を受けるためには、譲渡法人が、一定の事項を記載した届出書（37 ページ参照）及び必要な添付書類（39 ページ参照）を、**贈与の日の前日までに**譲渡法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑩、措令 25 の 17㉖）。



(9) 特定贈与等に係る公益信託の受託者に任務終了事由等が生じた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑪】

特定贈与等に係る公益信託の受託者（以下「当初受託者」といいます。）が、任務終了事由等により、寄附財産等を引継受託者に移転しようとする場合に、引継受託者が、その移転を受ける寄附財産等を、原則として、次に掲げる認可の日又は届出の日（以下「認可等の日」といいます。）の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑪⑮、措令 25 の 17㉗）。

イ 引継受託者が、新たな受託者の選任又は公益信託法第 7 条第 2 項各号に掲げる事項の変更につき同法第 12 条第 1 項の認可を受けた者である場合におけるその認可の日

ロ 引継受託者が、新たな受託者の選任につき公益信託法第 14 条第 1 項の規定による届出がされた者である場合におけるその届出の日

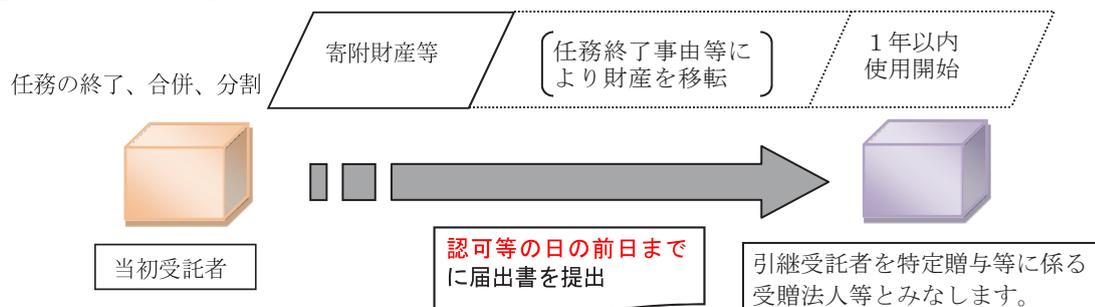
この特例の適用を受けるためには、当初受託者（共同受託の場合には、主宰受託者）が、一定の事項を記載した届出書（40 ページ参照）及び必要な添付書類（41 ページ参照）を、**認可等の日の前日までに**その当初受託者の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑪、措令 25 の 17㉘）。

「任務終了事由等」及び「引継受託者」とは

「任務終了事由等」とは次に掲げる事由（その事由によって不当減少要件（「公益信託に財産を抛出した場合における『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」の「1 制度の概要」の「(1)ロ 承認要件」の(ハ)に掲げる要件）に該当しないこととなったことにより非課税承認の取消事由に該当する場合におけるその事由を除きます。）をいい、「引継受託者」とは次に掲げる事由の区分に応じそれぞれに定める者（上記イの認可を受け、又は上記ロの届出がされた者で、措法第40条第1項第2号に掲げる者に該当するものに限ります。）をいいます。

任務終了事由等	引継受託者
当初受託者の任務の終了	新たな受託者
当初受託者である法人の合併	合併後存続する法人又は合併により設立する法人
当初受託者である法人の分割	分割により受託者としての権利義務を承継する法人

【任務終了事由等】



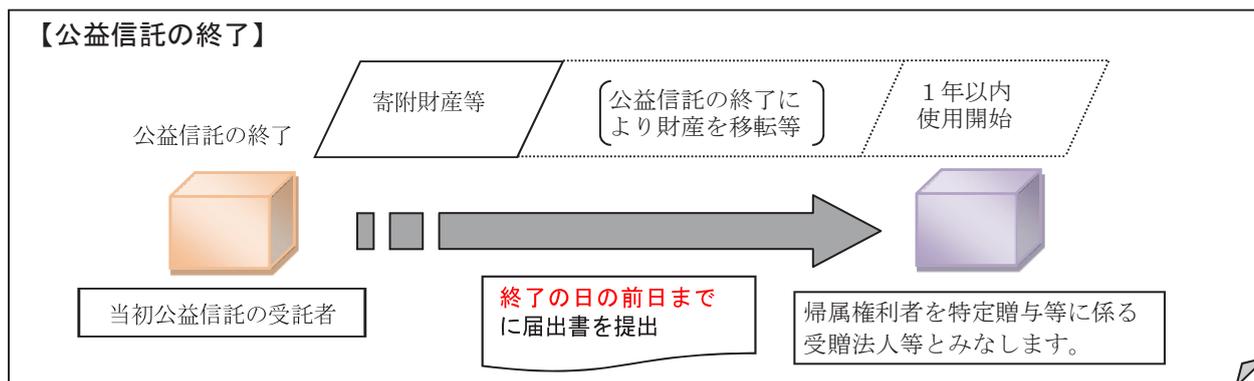
(10) 特定贈与等に係る公益信託が終了する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑫】

特定贈与等に係る公益信託（以下「当初公益信託」といいます。）の受託者が、公益信託の終了（公益信託の終了に係る事由によって不当減少要件（措令25の17⑤三）に該当しないこととなったことにより非課税承認の取消事由に該当する場合におけるその公益信託の終了を除きます。）により寄附財産等について、次に掲げる移転又は抛出（以下この(10)において「移転等」といいます。）をしようとする場合、その移転等を受ける者（以下「帰属権利者」といいます。）が、その移転等を受けた寄附財産等を、原則として、公益信託の終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑫、措令25の17③）。

イ 他の公益法人等（措法第40条第1項第1号に掲げる者で、公益信託法第4条第2項第3号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限ります。）への移転

ロ 類似の公益事務をその目的とする他の公益信託（その公益信託の受託者が措法第40条第1項第2号に掲げる者で、公益信託法第4条第2項第3号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限ります。）への信託財産とするための抛出

この特例の適用を受けるためには、当初公益信託の受託者（共同受託の場合は、主宰受託者）が、一定の事項を記載した届出書（42 ページ参照）及び必要な添付書類（43 ページ参照）を、**公益信託の終了の日の前日までに**その当初公益信託の受託者の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑫⑮、措令25の17④）。



(11) 特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑬⑭】

上記(4)の「公益合併法人」、(6)の「引継法人等」、(7)の「受贈公益法人等」、(8)の「譲受法人」及び(9)の「引継受託者」（以下「公益合併法人等」といいます。）が、特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合において、上記(4)、(6)、(7)、(8)及び(9)に係る非課税承認の継続の特例の適用を受けるための要件を満たしているときでも、その特定贈与等に係る受贈法人等がその非課税承認の継続の特例に係る届出書等を提出期限までに提出していないときは、非課税承認を継続することはできません。

ただし、上記(4)、(6)、(7)、(8)及び(9)に係る非課税承認の継続の特例の適用を受けるための要件を満たしている場合において、公益合併法人等（公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者）が、その合併等により移転等を受けた資産が寄附財産等であることを知った日の翌日から2か月を経過した日の前日までに、次の「届出書一覧」のうちの該当する届出書及び必要な添付書類を、その公益合併法人等の納税地を所轄する税務署長に提出したときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑬⑭、措令 25 の 17⑳㉑）。

【届出書一覧】

- ・ 租税特別措置法第 40 条第 13 項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第 40 条第 14 項の規定により準用する同条第 13 項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与等を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第 40 条第 14 項の規定により準用する同条第 13 項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与等を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第 40 条第 14 項の規定により準用する同条第 13 項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第 40 条第 14 項の規定により準用する同条第 13 項の規定による公益信託の受託者から任務の終了・合併・分割により財産等の移転を受けた場合の届出書

(12) 受贈法人等が公益認定を受けた場合等における書類の提出

特定贈与等に係る受贈法人等が、公益認定を受けた場合など、次に該当する場合には、それぞれに掲げる届出書の提出が必要となります。

イ 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合

特定贈与等に係る特定一般法人が、公益認定（公益認定法 4）を受けた場合には、一定の事項を記載した届出書（44ページ参照）及び必要な添付書類（45ページ参照）を、その認定を受けた日から1か月以内に特定一般法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑯、措令

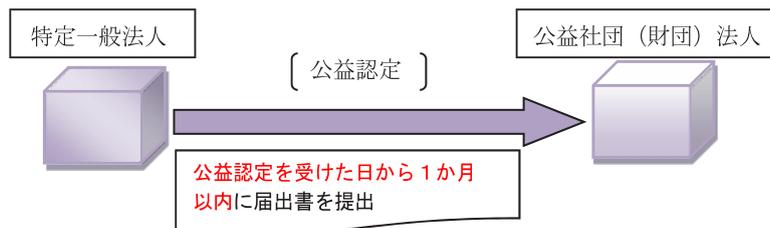
25の17③)。

- ロ 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合

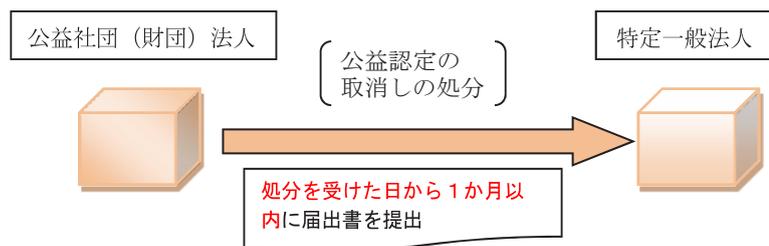
特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が、公益認定の取消しの処分（公益認定法29①②）を受けた場合には、一定の事項を記載した届出書（46ページ参照）及び必要な添付書類（47ページ参照）を、**その処分を受けた日から1か月以内に**公益社団（財団）法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令25の17③)）。

【公益認定及び公益認定の取消しの処分に係る各種届出書の提出】

- イ 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合



- ロ 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合



(13) 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令 25 の 17⑭】

特定贈与等に係る受贈法人等（寄附財産等を特定管理方法により管理している又は管理していた受贈法人等に限り、この(13)において同じです。）が、特定管理方法により管理されていた寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合など、次に該当する場合には、それぞれ次に掲げる届出書の提出が必要となります。

- イ 特定管理方法により管理されていた寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合

受贈法人等が寄附財産等（特定管理方法により管理されていたものに限り、特定管理方法により管理されているものを除きます。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（48ページ参照）及び必要な添付書類（49ページ参照）を、遅滞なく受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令25の17⑭一）。

- ロ 寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合

受贈法人等（学校法人及び社会福祉法人に限り、）が寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（48ページ参照）及び必要な添付書類（49ページ参照）を、遅滞なくその受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令25の17⑭二）。

なお、受贈法人等が公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者がこの届出書を提出する必要があります。

おって、受贈法人等（国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、認定NPO法人等及び公益信託の受託者に限ります。）が寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合で、その事実をその受贈法人等の所轄庁が知ったときは、その受贈法人等の所轄庁は、その事実その他参考となるべき事項を、遅滞なくその受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に書面により通知することとされています。

(14) 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】

特定贈与等に係る受贈法人等が、寄附財産等（特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（50ページ参照）及び必要な添付書類（51ページ参照）を、受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出してください（40条通達23の2）。

なお、受贈法人等が公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者が上記届出書を提出してください。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、措法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。

(15) 公益信託の主宰受託者の変更があった場合の届出

特定贈与等に係る公益信託の主宰受託者の変更があった場合には、一定の事項を記載した届出書（52ページ参照）及び必要な添付書類（53ページ参照）を、その変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者が、それぞれの納税地を所轄する税務署長に提出してください。

(16) 公益法人等が所有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認をする場合の申請【措法40⑱】

公益法人等が個人から寄附を受けた資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき上記(1)、(2)及び(4)から(10)までの非課税承認の継続の特例の適用を受けようとする場合には、その受贈資産が特定贈与等に係る財産等であるかどうかの確認を求めることができます。

この確認が必要な公益法人等（公益信託の受託者である場合において、共同受託のときは、主宰受託者）は、一定の事項を記載した申請書及び必要な添付書類を、その公益法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑱、措令25の17⑳）。

なお、上記(1)、(2)及び(4)から(10)までに掲げる届出書の提出期限に間に合うよう、余裕を持って申請してください。

また、平成20年12月1日以後の寄附に係る受贈資産について確認を求めることができるのは、例えば、災害、盗難などにより、その公益法人等が非課税承認に係る通知書を消失した場合等に限られます（措法40⑱、40条通達52）。

上記(1)から(16)までの届出書又は申請書の用紙は、国税庁ホームページに掲載しています。

【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp>

【掲載場所】 「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内（税目別一覧）>A4譲渡所得税関係」（令和8年4月現在）